

吸収分割に係る事後備置書類

ジェコス株式会社

レンタルシステム株式会社

2023年10月2日

吸収分割に係る事後備置書類

(分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書類)

(承継会社：会社法第801条第3項第2号に基づく事後備置書類)

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

ジェコス株式会社

代表取締役社長 野房 喜幸

東京都中央区東日本橋三丁目7番19号

レンタルシステム株式会社

代表取締役社長 藤田 眞

ジェコス株式会社（以下「分割会社」といいます）及びレンタルシステム株式会社（以下「承継会社」といいます）は、2023年8月30日付で両社の間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）に基づき、2023年10月2日（以下「本効力発生日」といいます）を効力発生日として、分割会社の静岡地区における敷鉄板の賃貸事業（以下「本事業」といいます）を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び同第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、次のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023年10月2日

2. 分割会社における次に掲げる事項

(1)会社法第784条の2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過

該当事項はありません。

(2)会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3)会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4)会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 8 月 31 日付で官報公告及び電子公告を行いました。会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項

(1)会社法第 796 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2)会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、本吸収分割は会社法第 796 条第 1 項に規定する略式分割に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3)会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 8 月 30 日付で債権者に対し各別の催告をし、同月 31 日付で官報公告を行いました。会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は本効力発生日をもって、分割会社より本吸収分割契約の定めに従い、分割会社の本事業に関する資産を承継いたしました。これにより承継した資産の額は 57 百万円（ただし暫定値）であります。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 10 月 2 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上